

ソ教連発第 2026-13-1 号
令和 8 年 4 月 3 0 日

厚生労働省
社会・援護局長 鹿 沼 均 様

社会福祉士国家試験の合格基準および出題基準について（要望）

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 中 村 和 彦

平素より、社会福祉士養成教育の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本連盟は、社会福祉士及び精神保健福祉士の養成教育を担う学校・養成施設等により構成される全国団体として、社会福祉士国家試験が、社会福祉士として必要な基本的知識及び技能を適切に確認する試験として、公平性、透明性及び社会的信頼性を確保しつつ実施されることを強く期待しております。

そのような観点から、第 38 回社会福祉士国家試験の実施結果を踏まえ、第 39 回社会福祉士国家試験以降の実施にあたり、以下の点について要望いたします。

記

1. 合格基準と実際の合格ラインとの大幅な乖離が生じないよう、作問及び試験設計の精度を高めること

社会福祉士国家試験の合格基準は、「問題の総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者」とされています。

しかしながら、第 38 回社会福祉士国家試験においては、総得点 129 点に対し得点 50 点以上が合格とされ、合格基準の得点率は 38.8%にとどまりました。これは、合格基準として示されている「60%程度」という水準から大きく乖離するものであり、受験者、養成校及び社会福祉士養成教育に関係する者に大きな戸惑いを生じさせる結果となりました。

国家試験においては、問題の難易度に応じた一定の補正が行われること自体は理解できるところです。しかし、合格基準として対外的に示されている水準と、実際の合格ラインとの間に大幅な乖離が生じることは、国家試験としての予見可能性を損ない、受験者の学修計画や養成校等における教育指導にも少なからぬ影響を及ぼします。

また、合格ラインが年度ごとに大きく変動することは、受験者に無用な不安を与えるだけでなく、社会福祉士国家試験が、社会福祉士として必要な基本的知識及び技能を安定的に測定できているのかという疑念を生じさせかねません。

については、第 39 回社会福祉士国家試験以降においては、「社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会」報告書の提言内容も踏まえつつ、過去の国家試験における個々の出題に対する解答傾向、正答率、識別性等の諸データを十分に活用し、合格基準と実際の合格ラインとの間に大幅な乖離が生じることのないよう、作問及び試験設計の精度を一層高めていただきたい。

2. 正答を 2 つ回答させる問題の出題割合について、事前に一定の目安を明示すること

第 38 回社会福祉士国家試験では、正答を 2 つ回答させる問題が 48 問出題され、総問題数に占める割合は 37%に及びました。これは、第 37 回国家試験以前と比較しても極めて高い水準であり、受験者にとっては、知識・理解の有無そのものに加え、出題形式への対応が大きな負担となった可能性があります。

正答を 2 つ回答させる問題は、単一の正答を選択する問題と比較して、解答に際して求められる判断の構造が異なります。したがって、その出題数や割合が年度によって大きく変動することは、受験者に無用な混乱や不安を生じさせるだけでなく、国家試験問題の質を一定に保つ観点からも好ましいものではありません。

また、養成校等においても、国家試験がどのような能力を、どのような形式で測定しようとしているのかが一定程度明確でなければ、社会福祉士として求められる基本的な知識及び技能の修得に向けた教育指導よりも、出題形式への対応へ過度に比重を置かざるを得なくなるおそれがあります。

については、第 39 回社会福祉士国家試験以降、正答を 2 つ回答させる問題については、出題数又は総問題数に占める割合について、出題基準等において一定の目安を事前に明示していただきたい。

3. 事例問題の出題割合及び位置づけについて、出題基準上の整理を明確にすること

第 38 回社会福祉士国家試験では、事例問題も多く出題されました。事例問題は、社会福祉士として必要な実践的思考力、アセスメント力、支援方針を判断する力等を問ううえで重要な出題形式であり、その意義を否定するものではありません。

しかしながら、事例問題の出題割合が大きく増加する場合、受験者にとっては、単に知識を問われるだけではなく、限られた試験時間の中で事例を読み取り、複数の情報を整理し、設問意図を把握したうえで解答する力が強く求められることとなります。

そのため、事例問題の出題割合が年度によって大きく変動する場合には、受験者が試験問題の内容そのものではなく、出題形式や設問構造の変化に当惑する可能性があります。これは、国家試験として本来測定すべき社会福祉士としての知識及び技能の評価を不明瞭にするおそれがあります。

については、事例問題についても、どの程度の割合で出題するのか、どのような能力を測定するものとして位置づけるのかについて、出題基準上、より明確に整理し明示していただきたい。

4 社会福祉士国家試験においても、医師国家試験におけるブループリントに相当する国家試験設計表を作成・公表すること

現在、社会福祉士国家試験の出題基準は公表されていますが、各領域・項目ごとの出題割合、事例問題の出題割合、正答を2つ回答させる問題の出題割合等については、受験者及び養成校等にとって十分に予見可能な形で示されているとはいえません。

一方、医師国家試験においては、出題基準に加え、各項目の出題割合を示す国家試験設計表（いわゆるブループリント）が公表されています。このような仕組みは、国家試験がどの領域から、どの程度の比重で出題されるのかを明らかにし、受験者、教育機関及び関係者に対して、試験の透明性と予見可能性を確保するものです。

社会福祉士国家試験についても、指定科目に基づく養成教育を経た者について、社会福祉士として必要な知識及び技能を確認する国家試験である以上、出題基準に掲げられた項目と実際の出題との関係が、より明確に示される必要があります。

については、今後、社会福祉士国家試験の出題基準を公表するにあたっては、単に出題項目を示すにとどまらず、医師国家試験におけるブループリントに相当する国家試験設計表を作成・公表し、少なくとも以下の事項について、事前に一定の目安を明示していただきたい。

- ・ 各領域・各項目の出題割合
- ・ 事例問題の出題割合
- ・ 正答を2つ回答させる問題の出題割合
- ・ 基礎的知識を問う問題、応用的・実践的判断を問う問題の構成
- ・ 出題形式の年度ごとの大幅な変動を避けるための基本的な考え方

これにより、受験予定者及び養成校等が、試験問題の形式に過度に左右されることなく、社会福祉士として修得すべき基本的な知識及び技能の学修に適切に取り組むことが可能となります。

5. 国家試験としての公平性、透明性及び社会的信頼性を確保すること

社会福祉士国家試験は、社会福祉士という国家資格の質を担保し、国民に対してソーシャルワーク専門職の専門性を示す重要な制度です。

そのため、受験者が出題形式の急激な変化に当惑したり、合格基準と実際の合格ラインとの大幅な乖離に不安を抱いたりするような状況は、国家試験制度そのものへの信頼を損ないかねません。

特に、社会福祉士養成教育は、指定科目、実習教育、演習教育等を通じて、社会福祉士として必要な価値、知識、技術を体系的に修得することを目的としています。国家試験は、その教育課程との接続を踏まえ、養成教育における学修到達目標と整合的に設計される必要があります。

については、今後の社会福祉士国家試験の実施にあたっては、試験問題の難易度、出題形式、出題割合及び合格基準の運用について、受験者及び養成校にとって過度な不確実性が生じることのないよう、制度的な改善を図っていただきたい。

以上、社会福祉士国家試験が、社会福祉士として必要な基本的知識及び技能を適切に確認するとともに、受験者、養成校等及び社会から信頼される国家試験として実施されるよう、強く要望いたします。

以上

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局（小森）

TEL：03:5495-7242

Mail：jimu-jushin@jaswe.jp